

別記様式第4号(第5条関係)

## 公文書非開示決定通知書

蘭 農 委 号

令和7年8月19日

野村 一也 様

蘭越町長 金 秀 行 印



令和7年8月8日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり開示しないことと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	<p>開示請求人は、農地法の理念に反する転売目的の農地転用の有無を調査するために、以下の書類の開示を請求する。</p> <p>1. 2015年以降に申請された農地転用にかかる以下の書類</p> <p>1) 農地転用許可申請書(転用が許可された申請のみ)</p> <p>ただし、現況写真が付された箇所を含むこと</p> <p>2) 事業計画変更承認の申請書(申請が承認された申請のみ)</p> <p>3) 土地現況確認申請書</p> <p>2. 2024年1月1日以降に実施した農地利用調査(農地パトロール)の報告書</p> <p>なお、(不)開示決定通知書の請求内容欄には、上記文章のすべてを変造することなく記載することを求める。</p>
2 開示しない理由	蘭越町情報公開条例第8条第1号に該当
3 開示することができる時期	
4 担当課等	農業委員会事務局(内線1801)
5 備考	<p>個人の氏名や財産を特定し得る情報(住所氏名、土地の所在、写真等)を伏せた写しについては開示可能としますが、不特定広範囲の書類の一括請求には、定められた期間内での個人情報伏せる作業等の対応が困難であることから、場所を特定しているものは1回に5件までを1案件、場所の特定がなく年次で請求するものについては1年ごとに1案件とし、1回の請求に1案件ずつの請求とし、先の案件の閲覧が終了するまでは同時に複数案件の請求を行わないよう願います。</p>

注 3の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求してください。

## 教 示

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。